

第1回検討会での議論を踏まえた カリキュラム等の改善について

1. 総単位数の見直しについて	……	2
2. 臨床実習の在り方について	……	7
3. 専任教員の要件の見直しについて	……	12
4. その他について	……	17
5. 中長期的な課題について	……	18

1. 総単位数の見直しについて

(1) 高齢化の進展に伴う医療需要の増大や、地域包括ケアシステムの構築など、理学療法士・作業療法士を取り巻く環境の変化に伴い、臨床実習などの必要なカリキュラムを追加するべきではないか。

理学療法士

「人体と薬理」、「救急救命の基礎」の必修化

教育内容		単位数 (現行)	単位数 (案)
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	14	14
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	12	12
	疾病と傷害の成り立ち及び回復過程の促進	12	<u>14</u>
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	2	2
専門分野	基礎理学療法学	6	6
	理学療法評価学	5	5
	理学療法治療学	20	20
	地域理学療法学	4	<u>6</u>
	臨床実習	18	<u>22</u>
合 計		93	<u>101</u>

(作業療法士の資格を有する場合)

教育内容		単位数 (現行)	単位数 (案)
専門分野	基礎理学療法学	6	6
	理学療法評価学	5	5
	理学療法治療学	20	<u>21</u>
	地域理学療法学	4	<u>5</u>
	臨床実習	18	<u>22</u>
選択必修分野	9	9	
合 計		62	<u>68</u>

(参 考)

理学療法士及び作業療法士法第11条第2号(理学療法士国家試験の受験資格)

作業療法士その他政令で定める者で、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した理学療法士養成施設において、二年以上理学療法に関する知識及び技能を修得したもの

作業療法士

「人体と薬理」、「救急救命の基礎」の必修化

教育内容		単位数 (現行)	単位数 (案)
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	14	14
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	12	12
	疾病と傷害の成り立ち及び回復過程の促進	12	12
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	2	2
専門分野	基礎作業療法学	6	<u>5</u>
	作業療法管理学	—	<u>1</u>
	基礎作業評価学	—	<u>2</u>
	作業療法評価学	5	<u>3</u>
	基礎作業治療学	—	<u>4</u>
	作業療法治療学	20	<u>16</u>
	地域作業療法学	4	<u>6</u>
	臨床実習	18	<u>22</u>
選択必修分野	総合作業療法学	—	<u>2</u>
合 計		93	<u>101</u>

(理学療法士の資格を有する場合)

教育内容		単位数 (現行)	単位数 (案)
専門分野	基礎作業療法学	6	<u>5</u>
	作業療法管理学	—	<u>1</u>
	基礎作業評価学	—	<u>2</u>
	作業療法評価学	5	<u>3</u>
	基礎作業治療学	—	<u>4</u>
	作業療法治療学	20	<u>16</u>
	地域作業療法学	4	<u>6</u>
	臨床実習	18	<u>22</u>
選択必修分野	9	9	
合 計		62	<u>68</u>

(参 考)

理学療法士及び作業療法士法第12条第2号（作業療法士国家試験の受験資格）

理学療法士その他政令で定める者で、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した作業療法士養成施設において、二年以上作業療法に関する知識及び技能を修得したもの

(参 考) 他職種の状況

履修単位（3年課程）	
100単位	あん摩マッサージ指圧師はり師きゅう師 （平成30年度～）
99単位	柔道整復師（平成30年度～）
97単位	看護師
95単位	診療放射線技師 臨床検査技師
94単位	はり師きゅう師（平成30年度～）
93単位	理学療法士 作業療法士 視能訓練士 言語聴覚士 臨床工学技士 義肢装具士
85単位	あん摩マッサージ指圧師（平成30年度～）

2. 臨床実習の在り方について

(1) 臨床実習の質を向上するため、臨床実習施設の要件を以下のとおり見直してはどうか。

【指定規則】

(現 行)

- 実習時間の3分の2以上は病院又は診療所において行うこと。

(改正イメージ)

- 実習時間の3分の2以上は医療提供施設（医療法第1条の2第2項に規定する医療提供施設（除く薬局、助産所）をいう。）において行うこと。

ただし、医療提供施設における実習の2分の1以上は病院又は診療所で行うこと。

また、地域包括ケアシステムにおけるリハビリテーション（介護保険法第8条第5項に規定する訪問リハビリテーション、同条第8項に規定する通所リハビリテーションをいう。）に関する実習を24時間以上行うこと。

(参 考)

医療法第1条の2第2項

医療は、国民自らの健康の保持増進のための努力を基礎として、医療を受ける者の意向を十分に尊重し、病院、診療所、介護老人保健施設、調剤を実施する薬局その他の医療を提供する施設（以下「医療提供施設」という。）、医療を受ける者の居宅等（居宅その他厚生労働省令で定める場所をいう。以下同じ。）において、医療提供施設の機能に応じ効率的に、かつ、福祉サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図りつつ提供されなければならない。

(現 行)

- 実習施設のうち少なくとも1か所は養成施設に近接していることが望ましいこと。

(案)

- 養成施設は、自ら実習施設を置くことが望ましい。実習施設を置かない場合にあつては、契約により他の施設を確保しなければならない。 そのうち少なくとも1か所の実習施設は養成施設に近接していること。

2. 臨床実習の在り方について

- (2) 臨床実習の質を向上するため、臨床実習指導者の要件を以下のとおり見直してはどうか。
また、臨床実習指導者講習会（仮称）については、医師の「指導医講習会」を参考に基準を定めてはどうか。

【ガイドライン】

(現 行)

- 実習指導者は、理学療法士養成施設においては、理学療法に関し相当の経験を有する理学療法士、作業療法士養成施設においては、作業療法に関し相当の経験を有する作業療法士とし、かつ、そのうち少なくとも1人は免許を受けた後3年以上業務に従事した者であること。

(改正イメージ)

- 実習指導者は、理学療法士養成施設においては、理学療法に関し相当の経験を有する理学療法士、作業療法士養成施設においては、作業療法に関し相当の経験を有する作業療法士とし、免許を受けた後5年以上業務に従事した者であり、かつ必要な研修を受けたもの次のいずれかの講習会を修了した者であること。
- ・ 厚生労働省が指定した臨床実習指導者講習会（仮称）
 - ・ 厚生労働省及び公益財団法人医療研修推進財団が実施する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会
 - ・ 一般社団法人日本作業療法士協会が実施する臨床実習指導者中級・上級研修

(参 考) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会

- 開催場所：東京、大阪
- 開催期間：約4週間（約132時間）
- 対象者：教 員：原則、免許取得後5年以上の実務経験を有する者
臨床実習指導者：原則、免許取得後3年以上の実務経験を有する者
- 主 催：医療研修推進財団、厚生労働省の共催（日本リハビリテーション医学会、日本理学療法士協会、日本作業療法士協会、全国リハビリテーション学校協会の協力を得て実施）

(参 考) 臨床実習指導者中級・上級研修

- 開催頻度：年2～4回程度（平成25年度より実施 25～28年度受講者数：約330人）
- 開催期間：初級：3時間程度 中級・上級：14時間程度 合計：17時間程度
- 対象者：卒後5年以上
- 主 催：日本作業療法士協会

研修	対象者	目的	主な内容
初級 研修 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・サブ・スーパーバイザーを目指す ・卒後1～3年 	<ul style="list-style-type: none"> ・自己の臨床を振り返る ・臨床実習指導の基礎を理解する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメント ・コミュニケーション ・学生気質 ・リスク管理 ・対人関係論 ・レディネス など
生涯教育現職者共通研修「作業療法における協業・後輩育成」と「職業倫理」に包含			
中級 研修 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・サブ・スーパーバイザー，スーパーバイザーを目指す ・卒後3～5年 	<ul style="list-style-type: none"> ・臨床実習指導に必要な知識・技術を理解する 	<ul style="list-style-type: none"> ・コーチング法 ・事例基盤型臨床実習 ・学生フィードバック方法 ・参加型臨床実習 ・臨床実習計画の立て方 ・症例レポート指導 など
上級 研修 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパーバイザー・臨床実習の管理運営者 ・卒後5年以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・臨床実習指導の管理運営に係る技術を理解する 	<ul style="list-style-type: none"> ・組織活動 ・コーチング法 ・マネジメント ・全体的管理 など

※認定作業療法士の受講免除あり

(参 考) 他職種の講習会の例 (医師)

- 医師の臨床研修に係る指導医講習会（医師の臨床研修に係る指導医講習会の開催指針について（平成16年3月18日医政発第0318008号厚生労働省医政局長通知））
- いわゆるワークショップ（参加者主体の体験型研修）形式で実施。指導医講習会の開催期間は、原則として、2泊3日以上で開催され、実質的な講習時間の合計は、16時間以上であること。
- 指導医講習会におけるテーマは、次の①～④に掲げる項目を必ず含むこととし、必要に応じ、⑤及び⑥に掲げる項目を加えること。
 - ① 医師臨床研修制度の理念と概要（プライマリ・ケアの基本的診療能力を身につけることの重要性を含む。）
 - ② 医師臨床研修の到達目標と修了基準
 - ③ 研修プログラムの立案（研修目標、研修方略及び研修評価の実施計画の作成）
 - ・研修プログラムの立案にあたってのテーマとしては、例えば、以下の内容が考えられること。
医療の社会性、患者と医師との関係、医療面接、医療安全管理、院内感染対策、救急医療（頻度の高い救急疾患の初期治療等）、地域医療（患者が居住する地域の特性に即した医療や病診連携等）、地域保健（保健所等の役割や健康増進への理解等）、多職種協働（チーム医療）
 - ④ 指導医の在り方
 - ・指導医が身につけるべき指導方法及び内容としては、例えば、以下の内容が考えられること。
フィードバック技法、コーチング、メンタリング、メンタルケア、プロフェッショナリズム、根拠に基づいた医療（Evidence-based Medicine：EBM）、キャリアパス支援、出産育児等の支援体制
 - ⑤ 指導医及び研修プログラムの評価
 - ⑥ その他臨床研修に必要な事項

3. 専任教員の要件について

(1) 教員の質を確保するため、専任教員の要件を以下のとおり見直してはどうか。

また、専任教員養成講習会（仮称）については、現在行われている「理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会」を参考に基準を定めてはどうか。

【指定規則】→【ガイドライン】

(現 行)

○ 理学療法士・作業療法士である専任教員は、免許を受けた後5年以上理学療法・作業療法士に関する業務に従事した者であること。

(改正イメージ)

○ 理学療法士・作業療法士である専任教員は、次のいずれにも該当する者であること。
ただし、理学療法士又は作業療法士として3年以上業務に従事した者で、大学において教育の本質・目的、心身の発達と学修の課程、教育の方法・技術及び教科教育法に関する科目のうちから、合計4単位以上（以下「教育に関する科目」という。）を履修して卒業したもの又は大学院において教育に関する科目を履修したものは、これにかかわらず専任教員となることができること。

ア 理学療法士・作業療法士として5年以上業務に従事した者

イ 専任教員として必要な研修厚生労働省が指定した専任教員養成講習会（仮称）を修了した者、又は理学療法士の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者。

(参 考) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会

- 開催場所：東京、大阪
- 開催期間：約4週間（約132時間）
- 対象者：教 員：原則、免許取得後5年以上の実務経験を有する者
臨床実習指導者：原則、免許取得後3年以上の実務経験を有する者
- 主催：医療研修推進財団、厚生労働省の共催（日本リハビリテーション医学会、日本理学療法士協会、日本作業療法士協会、全国リハビリテーション学校協会の協力を得て実施）

(参 考) 他職種の講習会の例（柔道整復師）

- 柔道整復師専科教員認定講習会（公益社団法人全国柔道整復師学校協会）
柔道整復師学校養成施設指定規則第2条第6号及び別表第2の規定に基づき厚生労働大臣が指定したもの。
- 開催場所：東京、大阪
- 開催期間：6月～10月の土・日曜日、祝日
 - ・教職教育科目：68時間
 - ・専門基礎科目：88時間
 - ・専門科目：72時間 合計：288時間
- 修了試験：全科目の講習が修了し、所定時間数の5分の4以上出席した者に対して修了試験を実施

3. 専任教員の要件について

(2) 臨床実習の質の向上を図るため、以下のとおり臨床実習の進捗管理等を行う専任の実習調整者を配置することとしてはどうか。

【ガイドライン】

(改正イメージ)

- 養成施設は、臨床実習全体の計画の作成、実習施設との調整、臨床実習の進捗管理等を行う者（実習調整者）として、専任教員から1名以上配置すること。
(追加)

(参考) 他職種の状況

(看護師)

- 臨地実習全体の計画の作成、実習施設との調整等を行う者（以下「実習調整者」という。）が定められていること。
- 実習調整者となることのできる者は、1（1）から（4）までのいずれかに該当する者であること。
※1（1）から（4）……専任教員の要件

(柔道整復師)

- 養成施設は、柔道整復を行う施術所、医療機関等において臨床実習を行う場合には、その進捗管理等を行うため、専任教員のうち、実習調整者を1名以上配置すること。

(参考) 学校、養成施設アンケート結果（抜粋）

- 臨床実習施設との調整について専属の者を配置している施設
理学療法士：64.1%（184施設）
作業療法士：64.3%（128施設）

3. 専任教員の要件について

(3) 専任教員の要件を見直すに当たり、大学設置基準第12条を参考に、以下のとおり専任教員の定義を明確化してはどうか。

【ガイドライン】

(改正イメージ)

- 教員は、一つの養成施設の一つの課程に限り専任教員となるものとする。(追加)
- 専任教員は、専ら養成施設における養成に従事するものとする。(追加)

(参 考) 大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)

第12条 教員は、一つの大学に限り、専任教員となるものとする。

2 専任教員は、専ら前項の大学における教育研究に従事するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該大学の専任教員とすることができる。

(参 考) 全日制課程と定時制課程の専任教員の兼業が認められている職種

診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士

(ガイドライン)

全日制課程に定時制課程を併せて設置する場合の定時制課程の専任教員については、3名を限度として全日制課程の専任教員の兼任をもってこれに充てることのできる。

3. 専任教員の要件について

(4) 専任教員の1人1週間あたりの担当授業時間数を、以下のとおり見直してはどうか。

【ガイドライン】

(現 行)

- 専任教員の1人1週間あたりの担当授業時間数は過重にならないよう10時間を標準とすること。

(改正イメージ)

- 専任教員の1人1週間あたりの担当授業時間数は過重にならないよう15時間を標準とすること。

(参 考) 他職種の状態

1人1週間あたりの 担当授業時間数	職 種
15時間	看護師、臨床検査技師、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師、柔道整復師
10時間	理学療法士、作業療法士
規定なし	診療放射線技師、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士

4. その他について

(1) 養成施設の質の確保を図るため、以下のとおり第三者による外部評価を義務付けてはどうか。

【ガイドライン】

(改正イメージ)

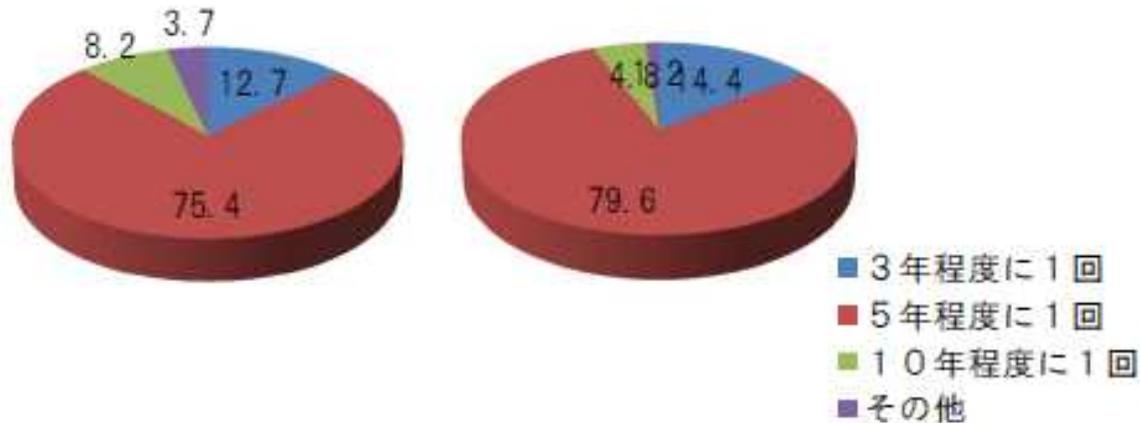
- 養成施設は、開設後一定の間隔で教員資格及び教育内容等に関する外部のして、7年以内ごとに第三者による評価を受け、その結果を公表すること。 (追加)

(参考) 学校、養成施設アンケート結果 (抜粋) (第三者評価の評価頻度)

■ 評価頻度

《理学療法士》

《作業療法士》



(参考) 学校教育法第109条に基づく認証評価機関による評価の期間

- ・ 大学 …… 7年以内
- ・ 専門職大学院を置く大学 …… 5年以内

5. 中長期的な課題について

■ 理学療法士・作業療法士養成の修業年限

(主なご意見)

- 6年制で教育を行っている国もあり、4年制にするべきと考える。3年制の施設はものすごく大変であり、単位数を増やせば3年制の施設は負担になる。今後の在り方を示すべき。
- 4年制の養成については、医療職全体のバランスや役割、他の関連職種に対する影響も見極めて議論する必要がある。

(今後の対応<案>)

- 今回の見直しによる影響等を検証のうえ、医療職全体のバランス等を踏まえて、検討することとしてはどうか。